令和8年9月29日

個人演説会等会場

1. 学校及び公民館

※学校教育法第1条に規定する学校、社会教育法第21条に規定する公民館

これには、市内の小・中・高・大学校、幼稚園及び生涯学習センター、渋谷学習センター、桜丘学習センター、大和市市民交流拠点ポラリスがあります。

2. 地方公共団体が管理する公会堂

大和市文化創造拠点シリウス（但し、メインホール、サブホール）

3. その他大和市選挙管理委員会の指定する施設（40箇所）

公共施設（2箇所）
大和市保健福祉センター、大和スポーツセンター

コミュニティセンター（20箇所）
上草柳会館、上和田会館、公所会館、桜丘会館、桜森会館、下草柳会館、下鶴間会館、下福田会館、下和田会館、草柳会館、中央林間会館、鶴間会館、西鶴間会館、深見北会館、深見中会館、深見南会館、福田会館、緑野会館、南林間会館、柳橋会館

自治会館（18箇所）
一ノ関自治会館、上草柳西自治会館、上草柳東自治会館、上ノ町自治会館、上和田第1・3共同自治会館、上和田第4自治会館、宿自治会館、代官区画整理記念会館、南鶴間自治会館、柳橋自治会集会所、公所自治会館、さつき自治会館、中央林間自治会館、下和田自治会館、大和市営つきみ野住宅集会所、大和市営緑野住宅集会所、大和市渋谷住宅集会所、大和市やよい住宅集会所